

○八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例

平成9年3月26日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、農業の振興を図るとともに、市民、農業者及び商工業者相互の交流を深めるため、道路利用者の利便性を向上するとともに、地域のにぎわいを創出するため並びに防災機能を強化するため、八千代ふるさとステーション（以下「ふるさとステーション」という。）を設置する。

(令6条例10・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 ふるさとステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代ふるさとステーション	八千代市米本4,905番地1

(平13条例18・令6条例10・一部改正)

(業務)

第4条 ふるさとステーションの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農産物（農産物を原材料として加工、製造又は調理をされた物を含む。）及び特産物の展示及び販売をするための施設の提供又は物品の販売等に関すること。
- (2) 農業者、商工業者及びふるさとステーションに来館する者の交流の促進に関すること。
- (3) 農業情報及び地域情報に関すること。
- (4) 災害の対応に関すること。
- (5) その他ふるさとステーションの設置の目的を達成するために必要な業務

(平24条例23・令6条例10・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 ふるさとステーションの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平24条例23・追加)

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) ふるさとステーションの利用の許可に関する業務
- (3) ふるさとステーションの施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (4) ふるさとステーションの利用料金の収受、減免及び還付に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がふるさとステーションの管理上必要と認める業務

(平24条例23・追加, 令6条例10・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

(平24条例23・追加)

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書によるふるさとステーションの管理が市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がふるさとステーションの設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿ったふるさとステーションの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(平24条例23・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後40日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して40日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) ふるさとステーションの管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) ふるさとステーションの管理に係る経費の状況に関する事項
- (3) 利用料金の収入の状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふるさとステーションの管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(平24条例23・追加, 令6条例10・一部改正)

(休館日)

第10条 ふるさとステーションは、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平24条例23・追加, 平29条例22・令6条例10・一部改正)

(開館時間)

第11条 ふるさとステーションの開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平24条例23・追加)

(利用の許可)

第12条 ふるさとステーションを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用を許可する場合において、ふるさとステーションの管理上必要な条件を付することができる。

(平24条例23・旧第5条繰下・一部改正)

(利用の不許可)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふるさとステーションの利用を許可しないことができる。

- (1) ふるさとステーションの設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他ふるさとステーションの管理上支障があると認められるとき。

(平24条例23・旧第6条繰下・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、第12条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可

に係る利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第12条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により第12条第1項の規定による利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他ふるさとステーションの管理上支障があると認められるとき。

(平24条例23・旧第7条繰下・一部改正)

(設備の設置等の禁止)

第15条 利用者は、ふるさとステーションの施設に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(平24条例23・旧第8条繰下)

(原状回復義務)

第16条 利用者は、その利用を終了したとき（第14条の規定により、許可の取消し又は利用の制限があったときを含む。）は、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(平24条例23・旧第9条繰下・一部改正)

(損害賠償義務)

第17条 ふるさとステーションの施設及び附帯設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(平24条例23・旧第10条繰下)

(利用料金)

第18条 利用者は、指定管理者が定める期日までに、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平24条例23・旧第11条繰下，令6条例10・一部改正)

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平24条例23・旧第12条繰下，令6条例10・一部改正)

(利用料金の不還付等)

第20条 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(平24条例23・旧第13条繰下，令6条例10・一部改正)

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、ふるさとステーションの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(平24条例23・追加)

(市長による管理)

第22条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第5条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にふるさとステーションの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第10条ただし書及び第11条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の許可が含まれるときに限る。）における第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において利用者は、第18条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第1項の規定により指定管理者に既に支払われた利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第19条、第20条及び別表の規定の適用については、第19条及び第20条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者は、規則で定めるところにより」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、別表中「第18条第2項」とあるのは「第22条第4項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

6 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業

務を行うこととなった場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について市長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

(平26条例21・追加，令6条例10・一部改正)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、ふるさとステーションの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例23・旧第15条繰下，平26条例21・旧第22条繰下)

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第32号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第8号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為であつて、施行日以後の利用に係るものは、改正後の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条中第3条の表の改正規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第2条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条から第20条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 施行日前に第1条の規定による改正前の八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為であって、施行日以後の利用に係るものは、改正後の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 4 改正後の条例第18条第2項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

別表（第18条第2項）

（平24条例23・全改，平29条例22・令6条例10・一部改正）

区分	利用料金
農産物特産物展示販売場	売上額に100分の30を乗じて得た額
アイスクリームファクトリー	売上額に100分の30を乗じて得た額
レストラン	売上額に100分の30を乗じて得た額
物産販売施設	売上額に100分の30を乗じて得た額

資料 1 3 - 2

飲食提供施設	売上額に100分の30を乗じて得た額
その他付随施設	売上額に100分の30を乗じて得た額